

屋外広告物許可申請手数料・許可期間一覧表

新たな広告物の設置、既設広告物の許可期間の延長及び表示の変更や改造の許可申請の際、審査のための手数料を「所沢市建築・開発関係手数料条例」に基づき、申請の当日に市役所内指定金融機関等で納付していただきます。

広告物の種類		許可期間	単位	単位あたり手数料
広告塔・広告板 (下欄に掲げるものを除く。)		3年以内	1㎡	350円
立看板	紙製又は布製	1月以内	1個	170円
	その他のもの		1個	350円
掛看板		1年以内	1個	700円
広告幕(つり下げを含む。)		3月以内	1張	350円
広告旗		1月以内	1本	350円
電柱、街灯柱その他の電柱に類するものの利用広告(はり紙及びはり札を除く。)		3年以内	1個	350円
標識利用広告		3年以内	1面	170円
アドバルーン		3月以内	1個	1,750円
アーチ利用広告		3年以内	1基	3,500円
はり紙		1月以内	50枚	350円
はり札		1月以内	10枚	350円
自動車利用 広告	広告宣伝用 自動車を利用するもの	3年以内	1台	2,000円
	その他のもの		1台	800円

- ※ 許可期間は、上記期間内で、掲出予定期間等に応じて決定します。
- ※ 許可期間を延長する際は、期間満了前に更新の許可を得てください。
- ※ 許可期間が3月以内の物件は、新規の許可申請のみ受け付けます。
- ※ 広告塔、広告板(サインポール、屋上利用広告、壁面利用広告等を含む。)の表示面積に1㎡未満の端数があるときは、端数を切り上げて計算します。
【例】表示面積が7.02㎡のときは、8㎡×350円を要します。
- ※ はり紙とはり札は、それぞれの単位未満の枚数申請の場合、単位枚数ごとの数に切り上げて手数料を計算します。
【例】はり紙30枚の手料金は、50枚に対する350円を要します。